

宇部市健康づくりのための物品貸出の手引き

2024 年 5 月

1 目的

この手引きは、本市が所有する健康づくりのための物品を貸し出すことにより、市民が自分の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むきっかけとなり、習慣化されることを目的とする。

2 貸出の対象者

貸出の対象者は、市民 5 人以上で構成される団体やグループまたは市内の事業所とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には利用できないものとする。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) 宗教及び政治活動を目的とする場合
- (3) 宇部市外で使用する場合

3 貸出物品

貸出物品は、別表のとおりとする。

4 物品借用の申請

貸出物品の借用を希望する者（以下「申請者」という。）は、物品借用申請書により申し込みをするものとする。

5 貸出の条件

- (1) 行政の業務に支障のない範囲のなかで、物品の貸出期間は、最長 2 週間以内とし、申請者において、宇部市保健センターにて受取及び返却を行うこととする。
- (2) 申請者は、当該物品を貸出の目的に反した使用、譲渡、交換及び転借並びに担保に供してはならない。
- (3) 申請者は、故意又は過失により物品を破損、紛失等した場合は、直ちにその状況を市に報告し、その指示に従わなければならない。
- (4) 申請者は、物品を返却するときは、物品を清掃し物品の保全に努めなければならない。

6 使用料等

貸出物品の使用料は無料とする。ただし、物品の破損、紛失等が申請者の故意又は過失によるものと確認したときは、申請者の責任により修繕又は弁償するものとする。